

2. 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

(1)	町村（福祉事務所設置町村を除く。）の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者
(2)	保健所において公共医療事業に従事する者

3. 次に掲げる相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者、又は、当該国家資格等を取得した者及び前記1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上従事した者

(1)	医療機関において医療社会事業に従事する者（患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者）
(2)	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者
(3)	(2)のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む。）に係る業務を行っている事業者（社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等）であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるものにおいて、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者

「介護職員初任者研修課程に相当する研修」については、次に掲げる研修を修了した者をいう。

ア 省令第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者であること。

イ 次の(ア)及び(イ)の研修カリキュラムを含む研修を修了した者

(ア) 保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含むこと。

なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限りこと。

また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

(イ) 研修内容は、相談援助業務に関する講習が10時間以上含まれていること。

4. その他

(1)	<p>老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び介護老人保健施設の施設長及び管理者（社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者、当該国家資格を取得した者、前記1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者のいずれかに該当する場合）</p>
(2)	<p>都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者（社会福祉主事任用資格を有する者又は介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」（平成21年厚生労働省令第96号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。）</p> <p>（「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」（平成21年厚生労働省令第96号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものが次のいずれかの要件を満たした場合。（介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した場合、又は当該国家資格を取得した場合及び前記1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した場合）</p>

「社会福祉施設長認定講習会に相当する研修」については、次に掲げる研修を修了した者をいう。

ア 「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知）に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者。

イ 研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目（相談援助を含む）が含まれ、研修時間数が90時間以上である研修を修了した者。